

# 岐阜県公報

第 七 百 二 十 二 号  
令 和 八 年 九 月 二 十 九 日  
(火曜日)

## 規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第九十五号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部三の項中「という。」の下に「及び歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号。以下この項中「省令」という。）を加え、同項に次の一号を加える。

3 省令第十三条第三項の規定により歯科技工所番号を通知すること。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

岐阜県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

## 目 次

### 規 則

○岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課）四〇九<sup>ページ</sup>

○岐阜県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（業務水道課）四〇九

○岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

（子ども家庭課）四一〇

### 告 示

○岐阜県職員退隠料給与条例施行細則の一部改正

（職員厚生課）四一〇

○岐阜県恩給及退隠料給与手続の一部改正

（同）四一〇

○土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定

（環境管理課）四一一

○保安林に指定する予定である旨の通知

（森林保全課）四一一

○土砂災害警戒区域の指定

（砂 防 課）四一二

○土砂災害特別警戒区域の指定

（同）四二三

### 訓 令 甲

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人 事 課）四一四

○岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

（同）四一四

### 公 示

○県営土地改良事業計画の変更

（農地整備課）四一五

○落札者等に関する公示

（会 計 課）四一五

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)  
(金曜日)

発 行

(休日)  
(休日に当たる)  
(ときは翌日)

令和八年九月二十九日

岐阜県規則第九十六号

岐阜県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成二十年岐阜県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「  
外 附 記  
書 類  
（ 図 表 ）  
」  
を  
「  
外 附 記  
書 類  
（ 図 表 ）  
」  
に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第九十七号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第二十項」を「第二十二項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百六十四号

岐阜県職員退職料給与条例施行細則（昭和八年岐阜県告示第四百五十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

第二条第四項を次のように改める。

前条及前三項ノ規定ハ退職料ノ改定ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス

第六条第二項を削る。

第七条第一項第一号中「其ノ退職料証書及」を削り、同条第二項を削る。

第九条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十四条第一号中「其ノ退職料証書及」を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

「第五章 証書ノ返還及再交付」を「第五章 証書ノ再交付」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

第三十二条中「証拠書類ヲ添附シ」を削る。

第三十三条第一項中「再交付」の下に「（次条第二項ノ規定ニ依ル交付ヲ含ム）」を加え、同条第二項を削る。

第三十四条第一項中「退職料証書及」を削り、同条第二項中「知事ハ」の下に「新ニ」を加え、「改氏名ノ事実ヲ記載シタル上之」を削り、「返付ス」を「交付ス」に改める。

附 則

この告示は、令和八年十月一日から施行する。

岐阜県告示第四百六十五号

岐阜県恩給及退職料給与手続（昭和九年岐阜県告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

第六条後段を削る。

第一号様式備考第二号（ハ）を削る。

第一号様式ノ二備考第二号中（ハ）を削り、（二）を（ハ）とする。

第二号様式備考第二号（ヘ）を削る。

第六号様式備考第二号（イ）（三）を削る。

第六号様式備考第二号（ロ）（一）及び（二）を次のように改める。

請求者ノ戸籍謄本

第七号様式備考第二号（イ）中（二）を削り、（三）を（二）とする。

第九号様式備考第二号（ロ）中「其ノ恩給証書又ハ退隠料証書及」を削る。

第十七号様式中「（第ニ聯）  
（第ニ聯）の第ニ聯にあつては、第ニ聯の第ニ聯（第ニ聯）を削る。

附 則

この告示は、令和八年十月一日から施行する。

岐阜県告示第四百六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年九月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 形質変更時要届出区域

瑞浪市明世町戸狩字大狭間三六番二の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

岐阜県告示第四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字白谷一三〇四の二八〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字白谷一三〇四の二八〇（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市山口二五五六の三（次の図に示す部分に限る）、三三六九の二九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町西上田字西ケ尾二二四〇の二、二二四〇の七、二二四〇の九、二二四六の一、二二四七の一、二二四七の二、二二四八の三、二二四八の三五、二二五三の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年九月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

| 区域の名称  | 区域の所在地    | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------|-----------|---------|---------------------|
| 和佐府    | 飛騨市神岡町和佐府 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 麻生野 11 | 飛騨市神岡町麻生野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 麻生野 12 | 飛騨市神岡町麻生野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 麻生野 13 | 飛騨市神岡町麻生野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 麻生野 14 | 飛騨市神岡町麻生野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西 4    | 飛騨市神岡町西   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 吉田 11  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 吉田 12  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 吉田 13  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 吉田 14  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

岐阜県告示第四百七十一号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

|        |           |         |         |
|--------|-----------|---------|---------|
| 吉田 15  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 吉田 16  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 吉田 17  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 吉田 18  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 野首 1   | 飛騨市神岡町野首  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東雲 6   | 飛騨市神岡町東雲  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東雲 7   | 飛騨市神岡町東雲  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 麻生野 15 | 飛騨市神岡町麻生野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 野首 2   | 飛騨市神岡町野首  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石神 1   | 飛騨市神岡町石神  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 吉田 19  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 吉田 20  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 麻生野 1  | 飛騨市神岡町麻生野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 吉田 1   | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 麻生野 2  | 飛騨市神岡町麻生野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 麻生野 3  | 飛騨市神岡町麻生野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石神 1   | 飛騨市神岡町石神  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東雲 1   | 飛騨市神岡町東雲  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東雲 2   | 飛騨市神岡町東雲  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東雲 3   | 飛騨市神岡町東雲  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

令和八年九月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

| 区域の名称  | 区域の所在地    | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------|-----------|-------------------------------|---------------------|
| 和佐府    | 飛騨市神岡町和佐府 | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 麻生野 11 | 飛騨市神岡町麻生野 | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 麻生野 12 | 飛騨市神岡町麻生野 | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 麻生野 13 | 飛騨市神岡町麻生野 | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 麻生野 14 | 飛騨市神岡町麻生野 | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 西 4    | 飛騨市神岡町西   | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 吉田 11  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 吉田 12  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 吉田 13  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 吉田 14  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 吉田 15  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 吉田 16  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 吉田 17  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 吉田 18  | 飛騨市神岡町吉田  | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 野首 1   | 飛騨市神岡町野首  | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 東雲 6   | 飛騨市神岡町東雲  | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 東雲 7   | 飛騨市神岡町東雲  | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 麻生野 15 | 飛騨市神岡町麻生野 | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 野首 2   | 飛騨市神岡町野首  | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 石神 1   | 飛騨市神岡町石神  | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |

|       |           |         |         |
|-------|-----------|---------|---------|
| 吉田 19 | 飛驒市神岡町吉田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 吉田 20 | 飛驒市神岡町吉田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 麻生野 1 | 飛驒市神岡町麻生野 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 吉田 1  | 飛驒市神岡町吉田  | 次の図のとおり | 土石流     |
| 麻生野 2 | 飛驒市神岡町麻生野 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 麻生野 3 | 飛驒市神岡町麻生野 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 石神 1  | 飛驒市神岡町石神  | 次の図のとおり | 土石流     |
| 巢山 1  | 飛驒市神岡町巢山  | 次の図のとおり | 土石流     |
| 巢山 2  | 飛驒市神岡町巢山  | 次の図のとおり | 土石流     |
| 巢山 3  | 飛驒市神岡町巢山  | 次の図のとおり | 土石流     |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十六号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和八年九月二十九日

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十二年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正

岐阜県知事 江 崎 禎 英

庁中一般  
各現地機関

する。

別表第三市町村課の表一の項部長専決事項の欄第十三号中「第二百九十五条」を「第二百九十五条第二項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に、「の条例の提案又は公布」を「に関する条例の提案」に改め、同欄に次の一号を加える。  
14 前号の条例の公布

別表第三農産園芸課の表十四の項部長専決事項の欄中第三号から第九号までを削り、第十号を第三号とし、第十一号を第四号とし、第十二号を第五号とする。

附 則

この訓令は、令和八年十月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十七号

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年九月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

庁中一般  
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表三の項中「昭和三〇年法律第一六八号」の下に「。以下この項中「法」という。」及び歯科技工士法施行規則（昭和三〇年省令第二三号。以下この項中「省令」という。）を加え、同項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

2 省令第十三条第三項の規定による歯科技工所番号の通知

附 則

この訓令は、令和八年十月一日から施行する。

公 示

。県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和八年九月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営経営体育成基盤整備事業

地区名 下城田寺地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和八年九月二十九日から

令和八年十月十九日まで

。落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年九月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

1 調達する物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ（本体） 439台

ノート型パーソナルコンピュータ（ソフトウェア） 439式

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

入札公告を行った日 令和8年6月25日

落札者を決定した日 令和8年8月7日

落札者の住所及び氏名 岐阜市神田町九丁目27番地

株式会社フューチャーイン 岐阜営業所

所長 坂本 貴司

6 落札金額 96,059,957円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係

(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

令和八年九月二十九日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁  
岐阜文芸社